

新	旧
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 松本市農業の基本的な方向</p> <p>松本市の農業は、長い日照時間、一日の大きな気温較差、清浄な空気等の優れた気象条件を生かした高品質野菜・花き・果樹の生産や高速交通網の整備による三大都市圏との時間的接近により、都市近郊型の生産性の高い農業を確立してきました。また近年では、新規就農者の生活支援や農業機械購入補助の<u>拡充</u>、<u>スマート農業機械の導入補助など</u>農業者の育成・強化に取り組んできた結果、<u>認定農業者数が増加して農家一戸当たりの農業産出額も増加傾向にあります。</u></p> <p>しかし、<u>本市の基幹的農業従事者の割合は令和2年(2020年)までの直近10年間で22.3%減少しています。また、年齢構成を比較すると70歳以上の割合が大きく増加していることから、農家の高齢化が進展している状況がうかがえ、今後、高齢農業者が農業をやめることによって農家数が大きく減少することが推測されます。</u></p> <p>このような中、本市農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営を展開する中心経営体を育成し、併せて「人・農地プラン(地域計画)」の取組みを継続します。さらに、「人・農地プラン(地域計画)」で明確化した地域の将来方針に基づき、農地中間管理事業等により農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。</p> <p>2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保</p> <p>上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。</p> <p>ア 企業マインドで地域農業を支える中心経営体の育成</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いによって進める「人・農地プラン(地域計画)」の取組みを通じ、中心経営体や、<u>今後離農又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農家など、人と農地を明確に可視化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> <p>1 松本市農業の基本的な方向</p> <p>松本市の農業は、長い日照時間、一日の大きな気温較差、清浄な空気等の優れた気象条件を生かした高品質野菜・花き・果樹の生産や高速交通網の整備による三大都市圏との時間的接近により、都市近郊型の生産性の高い農業を確立してきました。また近年では、新規就農者の生活支援や農業機械購入補助など農業者の育成・強化に取り組んできた結果、<u>專業農家数、認定農業者数、農業生産額などで増加が見られるようになりました。</u></p> <p>しかし、<u>平成27年(2015年)の農林業センサスによれば、本市の農業就業人口は直近10年間で9.5パーセント減少するとともに、農業集合人口に占める65歳以上の割合が、平成27年(2015年)現在66.3パーセントと全国平均の63.5パーセントを2.8ポイント上回っており、今後更に農家の減少や高齢化が進むことが推測されます。</u></p> <p>このような中、本市農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営を展開する中心経営体を育成し、併せて「人・農地プラン」の<u>実質化の取組みを進めます。</u>さらに、「人・農地プラン」で明確化した地域の将来方針に基づき、<u>農地中間管理事業等の活用によって農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大部分を担う農業生産構造の構築を目指します。</u></p> <p>2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>略</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保</p> <p>上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。</p> <p>ア 企業マインドで地域農業を支える中心経営体の育成</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いによって進める「人・農地プラン」の<u>実質化及び実質化した「人・農地プラン」に基づく取組みを通じ、中心経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農家など、人と農地を明確に可視化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。</u>&lt;略&gt;</p>

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

< 略 >

新規就農者数の確保目標

今後も継続して中心経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者（49歳以下）を毎年10名確保することを目標とします。

4 部門別誘導方向及び地域農業の在り方

部門別誘導方向

< 略 >

地域農業の在り方

< 略 >

これらの課題に対応するためには、「人・農地プラン（地域計画）」の取組みを通じて、中心経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や農業協同組合出資法人との連携、企業法人の誘致等の取組みを含めた新たな方策を具体化することが必要です。

< 略 >

ア～イ < 略 >

ウ 農業法人企業の誘致を進め、農業法人との連携・協力など、農業生産活動を維持する方向

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

< 略 >

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

< 略 >

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

< 略 >

新規就農者数の確保目標

今後も継続して中心経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者（45歳未満）を毎年10名確保することを目標とします。

4 部門別誘導方向及び地域農業の在り方

部門別誘導方向

< 略 >

地域農業の在り方

< 略 >

これらの課題に対応するためには、人・農地プランの実質化を通じて、中心経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や農業協同組合出資法人との連携、企業法人の誘致等の取組みを含めた新たな方策を具体化することが必要です。

< 略 >

ア～イ < 略 >

ウ 農業生産活動の継続・農用地の維持に向け、6年から10年後の集落の将来像を明確化・共有するための「集落戦略」の作成を進める方向 < 削除 >

エ 農業法人企業の誘致を進め、農業法人との連携・協力など、農業生産活動を維持する方向

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

< 略 >

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

< 略 >

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

松本市の特産物を安定的に生産し、地域農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を確保するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者等に対する各種支援制度を活用するとともに、関係機関が連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するためIターン・Uターン者の誘致に積極的に取り組むとともに、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組みます。

農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施、交流会の実施等を支援し、併せて地域での受入体制の整備及び気運の醸成を図ります。

#### 2 市が主体的に行う取り組み

松本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修や研修農場の支援、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

就農後の定着に向けて、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携して、販路開拓、営農面や生活面など様々な相談に対応するとともに、認定農業者、認定新規就農者及び女性農業者を対象に、農業用施設や農業用機械の取得、効率的な農業経営に資するスマート農業の推進を支援します。

新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談対応者は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や「人・農地プラン(地域計画)」の改定等の措置を講じます。

新

新たに農業経営を始めようとする青年等が、基本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営  
体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営  
発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引  
き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営とワークライフバラ  
ンスを実現するため、家族経営協定の締結を推進します。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

松本市は、「長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第3の4に掲げる関係機関等と相互に連携  
し、その役割分担を踏まえて新規就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっ  
せん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施します。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

就農等の相談があった場合、その相談内容を農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と  
本人承諾のもとで共有し、多角的な情報の提供、就農に向けた適切な方向性の提案、合同相談会の実施等を通して  
里親農業者等との最適なマッチングを実施します。

区域内の作目ごとの就農受け入れ体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者  
が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報の把握  
に努め、区域内において後継者がいない場合には、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供し  
ます。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。

## 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 <削除>

地帯区分	地 区	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
都市近郊地帯	旧市、芳川	55%
水田地帯	島内、島立、新村、和田、神林	70%
園芸地帯	笹賀、寿、今井、梓川、波田	60%
中山間地帯	中山、岡田、入山辺、里山辺、内田、本郷、四賀、安曇、奈川	35%
市全体		60%

(注) <略>

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

<略>

今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

<略>

そのため、優良農地を保全・確保し、各地区の「人・農地プラン(地域計画)」に基づき、中心経営体への農地集積・集約を促進し、農地中間管理事業を積極的かつ有効に活用するものとします。

関係団体等との連携体制

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、「人・農地プラン(地域計画)」の取組みを通じて地域の合意形成を図りながら、分散錯雑の状況を解消し、担い手の農地の連坦化や団地面積の増加を図ります。

地帯区分	地 区	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
都市近郊地帯	旧市、芳川	55%
水田地帯	島内、島立、新村、和田、神林	70%
園芸地帯	笹賀、寿、今井、梓川、波田	60%
中山間地帯	中山、岡田、入山辺、里山辺、内田、本郷、四賀、安曇、奈川	35%
市全体		60%

効率的かつ安定的な農業経営体が利用する農用地の面的集積についての目標

利用権設定等促進事業、農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとします。 <削除>

(注) <略>

## 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

<略>

今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

<略>

そのため、優良農地を保全・確保し、各地区の「人・農地プラン」に基づき、中心経営体への農地集積・集約を促進し、農地中間管理事業を積極的かつ有効に活用するものとします。

関係団体等との連携体制

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、農業支援センター等を活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組みを促進します。

その際、松本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講じます。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

松本市は、「長野県農業経営基盤の強化の推進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、「人・農地プラン（地域計画）」の実践により、力強い農業構造を創るための取組みの活動を支援するために、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていきます。

松本市は、農業経営基盤強化事業を促進する措置として、次に掲げる事業を行います。

### ・地域計画推進事業

- ・農用地利用改善事業の実施を促進する事業 <記載順の変更>
- ・委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 <記載順の変更>
- ・利用権設定等促進事業 <記載順の変更>
- ・農地中間管理事業の実施を促進する事業 <記載順の変更>
- ・農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業 <記載順の変更>
- ・農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ・その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

以下、個別事業ごとに述べます。

### 1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### 地域計画の策定及び推進

松本市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、農業経営基盤の強化の促進に関する計画として地域計画を策定し、地域の農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標や方針を改めて明確化し、その策定及び実現に向けた協議の場を設置して地域計画を推進します。

#### 協議の場

##### ア 協議の場の開催時期及び参加者

地域計画の協議の場の開催については、農業者、市、県、農業委員、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、その他の関係者の幅広い参画を図るため、当該区域の実情に応じて柔軟に開催時期を調整

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

松本市は、「長野県農業経営基盤の強化の推進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、人・農地プランの実践により、力強い農業構造を創るための取組みの活動を支援するために、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていくものとします。

松本市は、農業経営基盤強化事業を促進する措置として、次に掲げる事業を行います。

- ・利用権設定等促進事業
- ・農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ・農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ・農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ・農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ・その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

以下、個別事業ごとに述べます。

### 1 新

するものとし、その開催を広く周知します。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口は市の農政担当課とします。

イ 協議すべき事項

(F) 地域における農業の将来の在り方

(I) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(ウ) 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(I) 地域の実情に応じて必要となる措置

地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、「人・農地プラン」の区域を基本に、市街化区域を除く農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定します。なお、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成するなどし、粗放的な利用等による農用地の保全等を検討します。

その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

松本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行い、策定後は地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

< 略 >

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

< 略 >

4 利用権設定等促進事業に関する事項

< 略 >

5 農地中間管理事業の実施を促進する事業に関する事項

農地中間管理事業の実施を促進する事業については、農地中間管理機構や関係機関・団体との連携を図るとともに

5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

< 略 >

6 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

< 略 >

4 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項 < 削除 >

1 利用権設定等促進事業に関する事項

< 略 >

2 農地中間管理事業の実施を促進する事業に関する事項

農地中間管理事業の実施を促進する事業については、農地中間管理機構や関係機関・団体との連携を図るとともに、

制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供等に努め、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図るものとします。

また、農地中間管理機構が行う特例事業については、県下一円を区域として農地売買等事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって事業の実施の促進を図るとともに、松本市、農業委員会、旧円滑化団体は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地売買等事業を促進するため、情報提供、事業の協力を行うものとします。

#### 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

松本市は、第2、第2の2及び第3に掲げる事項のほか、効率的かつ安定的な経営体を育成・確保するために、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修や支援、長野県農業担い手育成基金や制度資金の活用等、関係機関と連携して積極的に取組を推進します。

#### 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

<略>

ア 県営かんがい排水事業（梓川右岸地区 平成24年度～令和5年度）により、用水路等を整備し、農村の環境整備に資するよう努めます。

イ 県営畑地帯総合整備事業により、幹線農道、支線農道、畑かん施設の整備の促進を通じて、農村の生産振興及び経営改善、安定化に資するよう努めます。

ウ～オ

<略>

推進体制等

ア 事業推進体制等

松本市は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、旧円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進施策について検討します。

イ 農業委員会等の協力

<略>

制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供等に努め、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図るものとします。

#### 3 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

松本市は、県下一円を区域として農地売買等事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって事業の実施の促進を図ります。

松本市、松本市農業委員会、旧円滑化団体は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地売買等事業を促進するため、情報提供、事業の協力を行うものとします。

#### 7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

松本市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修や支援、長野県農業担い手育成基金や制度資金の活用等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

<以下削除、内容としては第3へ移動>

#### 8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

<略>

ア 県営かんがい排水事業（梓川右岸地区 平成24年度～令和5年度、鎖川地区 平成29年度～令和2年度、二区堰地区 平成29年度～令和3年度）により、用水路等を整備し、農村の環境整備に資するよう努めます。

イ 県営畑地帯総合整備事業（平成27年度～令和4年度、古池原地区 平成28年度～令和3年度）により、幹線農道、支線農道、畑かん施設の整備の促進を通じて、農村の生産振興及び経営改善、安定化に資するよう努めます。

ウ～オ

<略>

推進体制等

ア 事業推進体制等

松本市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、旧円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進施策について検討します。

イ 農業委員会等の協力

<略>

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

<略>

附 則

1 この基本構想は、令和5年10月1日から施行する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

<略>

別紙 1 (第 5 の 4 の ( 1 ) 力関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 1 8 条第 2 項第 2 号に規定する土地 (以下「対象土地」という。) の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとします。

< 略 >

別紙 2 (第 5 の 4 の ( 2 ) 関係)

1 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権 (農業上利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

< 略 >

別紙 1 (第 4 の 1 の ( 1 ) 力関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 1 8 条第 2 項第 2 号に規定する土地 (以下「対象土地」という。) の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとします。

< 略 >

別紙 2 (第 4 の 1 の ( 2 ) 関係)

1 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権 (農業上利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

< 略 >